

第2次
天童市教育振興基本計画
(案)

令和2年3月
天童市教育委員会

豊かな人生を切り拓くために

教育長の
写真

わが国では、人生100年時代を迎える中、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティ機能の弱体化、高度情報化の進展、グローバル化の進展、環境問題、安全対策など、社会における様々な課題への対応が急務な時代となっております。

教育に関しても、取り巻く環境は大きく変化し、これまでにない知識や技術の取得はもとより、学びに向かう力の向上や予測を超えて変化する社会を形成していくうえで、これからの社会教育や学校教育の果たすべき役割は、大変重要で大きな責務を伴うこととなります。

特に、社会教育面では、家庭、学校、地域社会の連携強化等を図ることが重要となり、学校教育面では、新学習指導要領の実施、いじめ・不登校への対応、教員の働き方改革など、近々に対応しなければならない課題が多くなっております。

天童市では、これまで、学校教育施設の整備、学校教育の充実、食育の推進、生涯学習の推進、社会教育の充実など、各般にわたる教育行政施策を積極的に推進してきました。

このような中、今般、これまでの計画の実績及び分析等を行い、これからの教育を取り巻く環境の変化を想定しながら、天童市の教育のあり方を念頭において、「第2次天童市教育振興基本計画」を策定しました。

今回の計画見直しにあたっては、一人ひとりが自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるために必要な教育の在り方を具体化し、目的達成に向けて組織的かつ計画的に取り組んでまいりたいと考えています。

計画の目標達成と事業の円滑な実施につきましては、市民の皆様をはじめ、社会教育や学校教育に携わる関係機関・団体等の方々との協働が不可欠となりますので、今後とも、なお一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました天童市教育振興基本計画策定懇談会の皆様をはじめ、策定に御協力いただきました市民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和2年3月

天童市教育委員会

教育長 相澤 一彦

目 次

第1章	計画の策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	1
3	計画の期間	2
第2章	教育を取り巻く社会情勢と課題	3
1	人口減少社会と少子高齢化の進展	3
2	高度情報化の進展	3
3	価値観やライフスタイルの多様化	4
4	環境問題の深刻化	4
5	次代を担う人づくり	4
第3章	計画の基本目標	5
1	計画の基本目標	5
2	施策の体系	6
第4章	重点目標と今後の方向	7
1	豊かな心と健やかな体の育成	7
2	確かな学力の育成及び充実	9
3	持続可能な学校指導体制の整備	1 1
4	学校教育施設の整備	1 2
5	就学支援等の推進	1 3
6	安全・安心な学校給食の提供	1 4
7	生涯学習・社会教育の推進	1 5
8	文化財の保護及び活用の推進	1 9
資 料		
	・天童市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱	2 2
	・天童市教育振興基本計画策定懇談会委員名簿	2 3
	・天童市の教育等の振興に関する大綱	2 4
	・用語解説	3 1

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国は、少子高齢化を伴う人口減少傾向にあり、高度情報化、国際化、価値観やライフスタイルの多様化、環境問題、自然災害、食料・エネルギー問題など、社会情勢は年々変化しています。

このような中、教育を取り巻く環境も大きく変化し、いじめ・不登校・心の悩みなどの問題や、家庭・学校・地域社会の連携、地域コミュニティの在り方など、様々な課題に対応していく必要があります。

教育に関し国では、平成18年12月に教育基本法を改正し、教育基本法の理念の実現に向けて、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成20年7月から「教育振興基本計画」を策定し、今後の教育の基本的な方針を定めています。平成27年4月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、教育行政の責任を明確化するなど、地方公共団体における教育行政の仕組みが大きく変わりました。また、社会教育面では、平成29年3月に社会教育法が改正され、家庭、学校、地域社会の連携強化等を図っています。さらに、平成30年度には学習指導要領が改正され、令和2年度には小学校、令和3年度には中学校で全面実施となります。

県においては、平成27年5月に「第6次山形県教育振興基本計画」を策定し、～人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり～を目標に掲げ、様々な事業を展開しており、現在は、現計画における後期計画の策定に向け、取組を進めているところです。

本市教育委員会では、このような動きを捉えながら、本市のまちづくりの指針となる「第七次天童市総合計画」や教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本目標となる「天童市の教育等の振興に関する大綱」を踏まえ、これまで、学校教育施設の整備、学校教育の充実、食育の推進、生涯学習の推進、社会教育の充実など、各般にわたる教育行政施策を積極的に推進してきました。

今後も、本市教育委員会では、社会情勢の変化を的確に見据えながら、これまで培われてきた特色のある教育を一層深めながら、新しい時代にふさわしい教育の振興策を総合的、計画的に進めるため、新たに「第2次天童市教育振興基本計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

2 計画の性格と位置付け

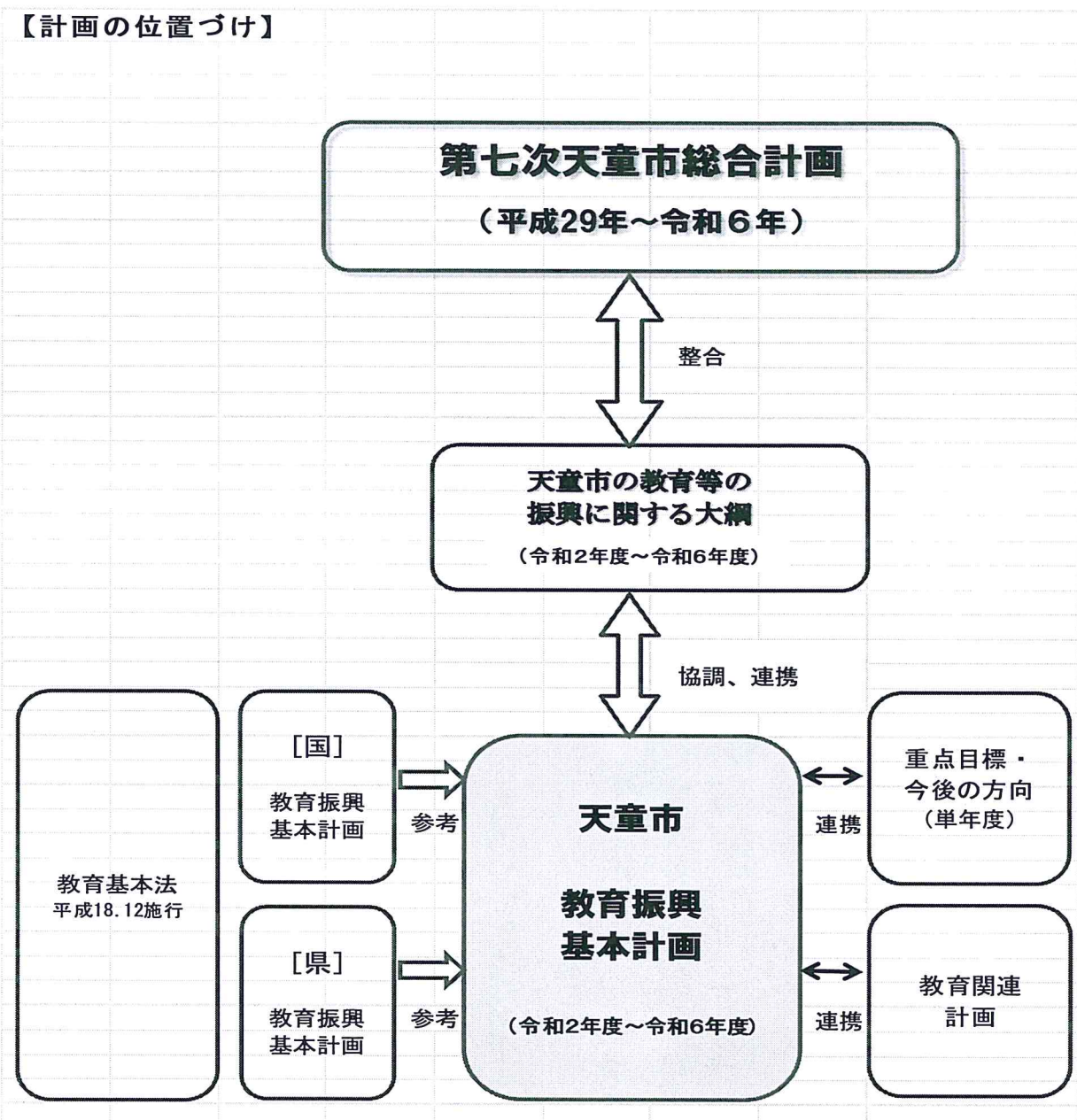
本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「市町村教育振興基本計画」として、国における「教育振興基本計画」及び県における「第6次山形県教育振興計画」を踏まえ、さらに本市が目指す将来の都市像を掲げる「第七次天童市総合

計画」や、教育等の基本目標となる「天童市の教育等の振興に関する大綱」、及び関連する計画等と整合性を図り、天童市教育委員会が目指す基本的な方向性や、今後推進すべき具体的な施策について、本市の教育を取り巻く現状と課題を掘り起しながら、基本目標、重点目標及び今後の方向として取りまとめ、教育分野の総合的な計画として策定するものです。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度として、令和6年度を目標年度とする5年間の計画とします。なお、具体的施策の実施に当たっては、施策を推進する担当課等が実施計画を策定し、上位計画である「第七次天童市総合計画」、「天童市の教育等の振興に関する大綱」、社会情勢の変化、時代のニーズ等に合わせ、PDCA（PLAN-DO-CHECK-ACT）を実施し、必要に応じて見直すこととします。

【計画の位置づけ】



第2章 教育を取り巻く社会情勢と課題

時代の潮流の中で、教育を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化してきております。少子高齢化に伴う人口減少や地域コミュニティ機能の弱体化、高度情報化の進展、グローバル化の進展、地球温暖化を背景とした環境問題や安全対策など、さまざまな課題に対応するため、効果的な取組が求められています。

1 人口減少社会と少子高齢化の進展、次代を担う人づくり

我が国の人口は、出生数の減少や平均寿命の伸長に伴い、平成22年をピークに人口減少局面に入り、今後一層少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来する見通しです。本市においても、増加してきた人口が平成22年から減少傾向にある一方、高齢化率は年々上昇しています。

国立社会保障・人口問題研究所が平成25年に将来人口を推計した結果では、令和22年の本市の人口は、47,095人と大幅な減少を予測しています。

このような状況の中、核家族化に伴う家庭状況の変化や地域コミュニティの弱体化が指摘され、子育ての負担の増加や地域の課題解決力の低下が懸念されることから、家庭や地域の教育力の向上のため、あるいは、豊かで安心して暮らせる地域や社会を次世代に引き継ぐため、地域への愛着や誇りを持った地域づくりを担う人材の育成や、世代間の交流・体験活動機会の創出、家庭・学校・地域社会が連携し子ども達に自主性や社会性を育むための学習機会の提供、家庭教育力の向上、誰もが等しく質の高い教育が受けられる取組などを推進することが必要となっています。

2 高度情報化の進展

インターネットや携帯電話を始めとしたICT（情報通信技術）やAI（人工知能）を活用した機器など、技術革新が一層進展し、産業活動や暮らしの利便性が飛躍的に高まるなど、家庭や社会活動のスタイルや価値観が大きく変化しています。

しかしながら、私たちの生活がより豊かになる一方で、人間関係の希薄化、有害情報の氾濫、ネットワーク上の規範や規則の問題など、情報化の進展に伴う弊害への対処も重要となっています。

今後のさらなるICTの進展を視野に入れ、あらゆる世代において、情報の活用・処理・発信能力を身に付け、情報を生かしての様々な体験や交流、思考力、判断力、表現力がより効果的に発揮できるような学習機会の充実が求められています。

3 グローバル化の進展

社会情勢の変化に伴い、人・モノ・情報・サービス等が一層グローバル化しており、世界の動きが直接的に地域社会へ影響するようになってきました。

そのような中、グローバルな視野と行動力を持つ人材育成が一層求められ、外国語、とりわけ英語教育の充実とともに、異なる文化を理解し尊重する教育が必要になってきました。

4 環境問題や安全対策

近年、地球の温暖化による大雨や強風などの異常気象や、大規模な地震などの自然災害、子ども達が巻き込まれる痛ましい事件や事故など、全国各地で発生しています。

このような状況から、家庭や学校、地域社会が連携して、自分や他の人の身を守るための適切な行動を身につける教育が必要になってきました。また、産業における環境負荷の低減に加え、環境を保全し良好な状態を次代に引き継ぐため、自然環境や食についての理解の促進、自然体験活動の推進のほか、ごみ減量や省エネルギー・省資源に関する学習機会の充実などが求められています。

第3章 計画の基本目標

1 計画の基本目標

今日、我が国を取り巻く社会経済情勢は、価値観の多様化や情報化、グローバル化、自然環境の変化など、目まぐるしく変化しています。

教育の分野においても、いじめや不登校などの問題を始め、核家族の進行とともに人と人とのつながりの希薄化や、人間の尊厳、いのちの大切さを実感する機会も減少しています。

また、社会の成熟化に伴い、人々の生活意識が変化し、自らの生き方を主体的に選択・追及する傾向が強まっており、生涯を通して、心身ともに豊かに生きがいをもって生活ができるように、環境の整備や学習機会の充実を図るとともに、市民の自主的な活動への支援が必要となっています。

このような中で、これまで培われてきた本市の特色を生かした教育の一層の振興を図り、新しい時代にふさわしい教育振興のため、国・県における教育振興基本計画を踏まえ、かつ、「第七次天童市総合計画」や「天童市の教育等の振興に関する大綱」との整合性を図りながら、未来を築く子ども達が心身ともに健全で豊かに成長できるような事業を推進するとともに、市民が生涯にわたって学び続け、次世代へつながる魅力ある文化の継承ができるよう、本市の教育振興の基本目標を次のとおり設定します。

基本目標

- I いのちを大切にし、豊かな心を育て、未来をひらく教育の推進
- II 豊かな人生を創造し、学び続けられる生涯教育の推進
- III 郷土を愛し、次代へつなぐ魅力ある文化の継承

2 施策の体系

【第七次天童市総合計画】

まちづくりの目標

夢をはぐくむ学びのあるまちづくり

基本目標	重点目標	今後の方向(施策の概要)
I いのちを大切に し、豊かな心を育 て、未来をひらく教 育の推進	豊かな心と健やかな 体の育成	<ul style="list-style-type: none"> (1) いじめ防止スクールライフ充実支援事業 (2) スクール健康アップ事業 (3) ひと・もの・ことを活用した学校づくり体制整備
	確かな学力の育成 及び充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) すこやかスクール充実事業(特別支援教育) (2) 学力ジャンプアップ事業 (3) 英語教育パワーアップ事業
	持続可能な学校指導 体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員働き方推進事業 (2) ICT支援員派遣事業
	学校教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設等の整備事業
II 豊かな人生を創 造し、学び続けられ る生涯教育の推進	就学支援等の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育扶助事業と就学支援事業 (2) 奨学金貸付事業 (3) その他の就学支援事業
	安全・安心な学校給 食の提供	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食の充実と食育のさらなる推進
	生涯学習・社会教育 の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習の推進事業 (2) 社会教育の推進事業 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 地域づくり委員会活動の支援
III 郷土を愛し、次 代へつなぐ魅力ある 文化の継承	文化財の保護及び活 用の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保護と活用 (2) 西沼田遺跡の管理運営の推進

第4章 重点目標と今後の方向

本市の教育振興の基本目標の実現に向けて、次の8項目を施策の重点目標とし、総合的に施策の展開を図ります。

1 豊かな心と健やかな体の育成

(1) スクールライフ充実支援事業

ア 現状と課題

少子高齢化や核家族化に伴う人間関係の希薄化、経済格差や家庭環境を背景とする家庭の教育力の低下が全国的に問題となっています。こうした環境において、「いのち」を大切にし、自他を尊重し、思いやりの心、公共の精神、道徳観や規範意識を身に付けていくことが一層重要になってきています。このため、学校での集団生活や活動を通しての指導とともに、家庭・学校・地域社会が連携した取り組みが大切になっています。

現在、本市においては、問題行動等の発生件数や不登校児童生徒の数は、減少傾向にあります。また、いじめ防止については、積極的にいじめを認知し、早期発見・早期対応に努めています。今後も生徒指導上の様々な問題の解決に向けた重点的な取り組みを一層推進するとともに、児童生徒の好ましい人間関係を育むことが求められています。

イ 施策の概要

(ア) 学級集団アセスメント検査や研修会の実施

子どもが伸び伸びと成長するために、集団における居場所づくりと絆づくりが大切だと言われています。そのために、学級集団アセスメント検査を実施し、その結果から児童生徒の特性や級友との関係性を客観的に把握するとともに、各学校の実情に合わせた生徒指導研修会を実施することで、一人ひとりが安心して個性や可能性を伸ばすことができる集団づくりを行います。併せて、いじめ問題の未然防止や早期発見、早期対応を一層進めます。

(イ) 人的支援

市教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、複雑化する家庭環境を背景とした解決が難しい問題に対し、福祉や医療との連携を図りながら解決を目指します。また、各中学校にすこやかスクール相談員を配置し、複数の目で生徒の実態を把握し、より適切な支援方法を見出し、生徒本人や保護者の相談業務にあたります。

[主な事務事業]

- ・スクールソーシャルワーカー活用事業
- ・すこやかスクール相談員の配置
- ・学級集団アセスメント検査の実施
- ・児童生徒理解の研修会・生徒指導研修会
- ・いじめ防止対策推進法に係る組織整備事業

(2) スクール健康アップ事業

ア 現状と課題

本市の児童生徒は、全国平均値と比べて、身長は同程度、体重はどの学年も概ね全国を上回る発育状況です。また、体力・運動能力テストの結果から、全国や県平均を下回る項目が見られるとともに、運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向も見られます。「誰もが気軽に楽しめる生涯スポーツの推進」を目指す市民を育成するため、土台となる健康教育を推進するとともに、学校におけるスポーツを振興し、児童生徒の生涯にわたってスポーツに親しむ意欲・態度の育成と体力の向上を図る必要があります。また、健康寿命の延伸に資するため、「早寝・早起き・朝ご飯」「メディアコントロール」「食後の歯磨き」など、学齢期からの健康に対する意識の向上と習慣化が大切になっています。

イ 施策の概要

(7) 各種検診による健康状態の把握と健康指導

医師による各種検診を実施することにより、発育状況の確認と疾病や異常を早期に発見し、健康な身体の維持向上に向けた取組を継続して行っていきます。

(4) 中学校における検査と健康教育

思春期は心身ともに大きく成長する時期であり、特有の不安定さを抱える時期でもあります。時期を捉えた検査や講演会をとおして健全な心身の発育を目指します。

[主な事務事業]

- ・各種検診や各種検査
- ・中学生貧血検査・ピロリ抗体検査
- ・中学生健康教育講演会

(3) ひと・もの・ことを活用した学校づくり体制整備

ア 現状と課題

新学習指導要領では、社会に開かれた教育課程の実現が求められています。社会と学校が目標を共有することにより、より良い社会を創ることを目標にしています。子どもたちにとって、地域社会は生活の場であるとともに学習の場でもあります。本市では、地域の人材を活用したり、地域内での交流を図ったりしながら、各学校の特色を生かした体験活動や地域学習に取り組んでいます。今後も積極的に地域のひと・もの・文化・自然と関わることで、地域の良さを知り地域への愛着心を育んでいく必要があります。

イ 施策の概要

地域人材を活用した教育活動の推進

本市の小中学校においては、これまでも地域のひと・もの・ことを教材とし、生活科や総合的な学習の時間を中心として、さまざまな学習を展開してきましたが、今後も各学校に配置された学校支援コーディネーターを窓口とし、地域の人材を活かした活動が展開されるよう支援していきます。

[主な事務事業]

- ・学校支援コーディネーターの配置と地域人材を活用した教育活動の推進

2 確かな学力の育成及び充実

(1) すこやかスクール充実事業（特別支援教育）

ア 現状と課題

本市では、平成21年度から特別支援教育の視点をもって全ての教育活動を推進する「すこやかスクールプロジェクト」を実施し、本事業により、不登校の未然防止や一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援体制について、着実に成果を上げるとともに、学力向上を下支えする重要な礎となっています。

今後も、幼稚園・保育所等との連携を深め、就学相談等を丁寧に行うとともに、就学後も小・中学校の接続及び高等学校等への進学以降までを見通した継続した特別支援教育のきめ細やかな指導・支援の一層の充実と本市の教育支援・教育相談体制の整備を図っていく必要があります。

イ 施策の概要

特別支援教育の推進

各種研修会やすこやか巡回相談事業をとおして、児童生徒の実態把握と適切な支援方法を共有し、将来を見据えた継続的な教育支援を行っていきます。また、小学校にすこやかスクール支援員を配置し、さまざまな課題を抱える児童への対応を行い自立を支援していきます。

[主な事務事業]

- ・すこやか巡回相談
- ・特別支援教育研修会
- ・すこやかスクール指導員・支援員・言語療育指導員の配置

(2) 学力ジャンプアップ事業

ア 現状と課題

これまでも児童生徒の確かな学力を育む「質の高い授業」が実施されるよう、教員の指導力向上対策に取り組んできました。これまでの取組みや全国標準学力検査、山形県学力等調査、全国学力・学習状況調査等の結果を分析、検証しながら、日々質の高い授業を目指していくことが大切です。また、各教科で身に付けた力を教科横断的に活用する力を身に付けさせるとともに、新学習指導要領でめざす「主体的・対話的で深い学び」により、今後の不透明な時代を生きる子どもたちにたくましく生きぬく力をつける必要があります。

イ 施策の概要

教員の指導力向上

教育委員会の学校訪問や校内研究への要請訪問をとおして、各学校の課題を明確にし、授業改善に向けた指導助言を行います。また、教育課題の先進的な取組について研究委嘱し、全校での共有を図ることをとおして、教員の指導力向上を目指します。さらに、指導を振り返りPDCAサイクルを回しながら、授業改善につなげることができるよう、各種検査の分析を行い改善のための方法を学校と共有していきます。

[主な事務事業]

- ・ 校内研究推進支援事業
- ・ 研究委嘱支援
- ・ 学力向上調査研究（標準学力検査の実施・教育研究所の運営）
- ・ 新聞教材活用事業
- ・ 中学校自主学習会

(3) 英語教育パワーアップ事業

ア 現状と課題

グローバル化が急速に進展する中で、子どもたちの将来の職業的・社会的な環境を考えると、英語によるコミュニケーション能力は生涯にわたるさまざまな場面で必要とされることとなります。このような状況から、学習指導要領の改訂により、小学校に外国語活動に加えて外国語科が新設されました。これからの英語教育においては、一定の基礎的な知識・技能とそれらを活用して主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成することは、児童生徒の将来の可能性の広がりのために欠かすことのできないものとなっています。

イ 施策の概要

英語教育の推進

小学校に外国語（原則として英語を履修する）が教科として新設されたことで、教員にとってもこれまで経験のない新たな指導力が求められます。

小学校においても「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」の4つの技能をバランスよく伸ばすねらいに基づく授業を実践し、適切に評価する必要があります。また、中学校においても、小学校での学習を踏まえた授業づくりがこれまで以上に大切になります。

そこで、子ども自身が自分の英語力を把握することで明確な目標を持ち学習意欲を喚起させるとともに、小・中学校の教員が自分たちの指導を客観的データに基づいて振り返り、合同で授業改善に取り組むことができるように、英語4技能検定を実施します。

さらに、その分析結果をもとにし、配置されているALTと連携を図りながら、よりよい英語教育を推進していきます。

[主な事務事業]

- ・ALT（外国語指導助手）を小・中学校に配置
- ・実用英語技能検定受験推進事業
- ・英語4技能検定試験
- ・外国語研修会の実施

3 持続可能な学校指導体制の整備

(1) 教職員働き方改革推進事業

ア 現状と課題

教職員の長時間労働が問題化するなか、学校におけるこれまでの業務内容を見直すことが喫緊の課題となっています。教職員の心身の健康は子どもにとって欠かせない教育環境であり、教職員が本来注力すべき業務にじっくり取り組むことは教育の質の向上に直結し、子どもの学力の向上や豊かな心の育成に繋がっていきます。今後一層、教職員が児童生徒と向き合う時間を創出し、効果的な教育活動を行う必要があります。

イ 施策の概要

教職員の負担軽減

働き方改革については、教師自身の時間を意識した勤務管理が大切だと言われていています。併せて、校務支援システムを導入することによって、作業の効率化を図り、児童生徒と向き合う時間や教材研究等、教師が本来行うべき業務にかかる時間を創出できるようにしていきます。

また、「天童市立中学校における部活動のあり方に関する方針」を遵守するとともに、部活動指導員の配置により、部活動指導における過度の負担を軽減します。

[主な事務事業]

- ・校務支援システムの導入
- ・部活動指導員の配置

(2) ICT支援員派遣事業

ア 現状と課題

新学習指導要領の実施を見据え、平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針が平成29年に策定されました。あらゆる授業・学習場面においてICT活用を促進する必要性があることから、機器の操作方法や児童生徒の習熟、利活用するための教職員のスキルアップ等、学校のニーズに合った支援を行っていくとともに、ICT機器を活用するための環境整備が求められています。

イ 施策の概要

ICT活用を促進するための支援

各学校のパソコンの切り替え時期にあわせ、タブレット型端末を年次計画で導入し、令和2年度で全学校に配置完了となります。先進的に活用に取り組んできた学校の成果と課題を整理し、効果的に支援員を派遣することにより、各学校のニーズに合わせた支援を行っていきます。

[主な事務事業]

- ・ICT支援員派遣事業

4 学校教育施設の整備

(1) 学校施設等の整備事業

ア 現状と課題

本市の小中学校の校舎は、昭和50・60年度前半に整備されたものが全16校中の7割を占めており、老朽化が進んでいるため、学校施設の計画的な改修等により安全安心な教育環境の改善を図る必要があります。

また、急速に情報化が進展する中で、児童生徒が情報を主体的に活用していくために必要な情報活用能力を身につけることが必要であり、国の進める「GIGAスクール構想の実現」や、山形県の推進するICT機器活用による探究型学習、新学習指導要領を踏まえた、タブレット型端末をはじめとするICT環境整備の推進が一層重要となってきています。

イ 施策の概要

小中学校施設の良い環境を維持するため、令和元年度に策定した「天童市学校施設長寿命化計画」に基づき、屋根、外壁、電気設備及びトイレを含む給排水設備等の改修方法や優先順位等を検討し、計画的に進めていきます。

ICT環境整備は、国の目標水準を踏まえ、天童市としての将来像を思い描きながら、各校の無線LANネットワークの再構築やタブレット型端末の導入をはじめとする学習環境の整備を図っていきます。

[主な事務事業]

- ・小学校トイレ改修事業
- ・学校施設維持管理事業
- ・ICT環境整備事業（拡充）

5 就学支援等の推進

(1) 教育扶助事業と就学支援事業

ア 現状と課題

本市では、経済的理由等により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を援助し、円滑な義務教育ができるように支援を行っています。

また、私立高等学校に就学する生徒の保護者に対しても、国の支援金や県の補助金を超える授業料の負担軽減を図るため、補助金の支給を行っています。

さらに、将来の担い手となる大学等の在学者や進学予定者を対象として、県と市が連携して奨学金の返還を支援しています。

近年、少子高齢化や家族・雇用形態の多様化など、子ども達を取り巻く教育環境が変化しており、経済的援助を必要とする子ども達が、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう、就学援助等による経済的支援を引き続き行っていく必要があります。

イ 施策の概要

経済的理由等により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な学用品費、給食費等の一部を助成し、円滑な義務教育が行えるように支援します。

また、私立高等学校に就学する生徒について、非課税世帯などの保護者に対して授業料の補助金を支給し、負担軽減を図ります。

さらに、将来の担い手となる大学等の在学者や進学予定者を対象として、県と市が連携して奨学金の返還を支援します。

[主な事務事業]

- ・要保護、準要保護世帯等に対する教育扶助事業
- ・私立高等学校生徒学費補助交付事業
- ・奨学金返還支援事業

(2) 奨学金貸付事業

ア 現状と課題

学業が優秀であるにもかかわらず、高等学校の修学が困難な生徒の保護者に対し、学資金貸付制度により経済的負担軽減を図っていますが、国の支援金や県の補助金などに伴い希望者が少なくなっている現状です。

イ 施策の概要

広報紙等を利用し貸付制度を周知するとともに、市内中学校と連携し利用促進に努めるなど、高等学校等へ進学する生徒の保護者に対して支援し、経済的負担の軽減を図ります。また、県や学校等が行っている就学支援制度を利用している生徒の保護者もあることから、貸付制度の見直しも検討していきます。

[主な事務事業]

- ・ 高等学校生徒就学金貸付事業

(3) その他の就学支援事業

ア 現状と課題

教育費の負担の大きい多子世帯の経済的な負担軽減を図ることにより、子どもを安心して産み育てることができる環境をつくるため、学校給食に要する経費を補助しています。

今後もさらなる少子化が懸念される中、長期的な視点に立ち、子育てしやすい環境を継続していくため、事業を継続していく必要があります。

イ 施策の概要

教育費の負担の大きい多子世帯の経済的な負担軽減を図ることにより、子どもを安心して産み育てることができる環境をつくるため、第3子等に係る学校給食に要する経費について、保護者へ補助金を交付していきます。

[主な事務事業]

- ・ 第3子以降学校給食無料化事業

6 安全・安心な学校給食の提供

(1) 学校給食の充実と食育のさらなる推進

ア 現状と課題

生活様式の多様化や核家族化が進む中で、栄養の偏りや不規則な食事による肥満などがみられ、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることが課題になっています。さらに、食を通じて地域を理解するとともに食文化の継承を図り、自然の恵みや勤労の大切さなどの理解を促すことも必要になっています。

また、食物アレルギーを持つ児童生徒は年々増えており、エピペンや錠剤などの処方薬を所持している児童生徒も増加しています。複数の食物アレルギー原因食品を持つ児童生徒もおり、学校給食における誤食の防止が重要になっています。

イ 施策の概要

学校給食は、学校教育の一環として児童生徒の心身の健全な発達に資することが目的です。成長期にある児童生徒に栄養面で調和のとれた給食を提供し、健康の増進と体力の向上を図るとともに、正しい食習慣と食の知識を身につけ、生きる力を培っていきます。また、特別給食や地域の食文化を取り入れた献立など献立内容の充実を図り、地元農畜産物の地産地消を推進します。

さらに、学校給食を「生きた教材」として捉え、栄養教諭などが学校と連携し、児童生徒や保護者に対し栄養指導や給食指導を行い食育の推進を図ります。

また、食物アレルギー対応については、天童市東村山郡医師会と連携するとともに、食物アレルギーを有する児童生徒を正確に把握し、食物アレルギー対応食品の除去食、代替食の提供を引き続き実施します。さらに、学校と保護者へアレルギー原因食品の詳細資料を配付し、児童生徒のアレルギー原因食品の誤食を防止します。

[主な事務事業]

- ・ 特別給食、地域の食文化、行事給食等の提供
- ・ 地産地消の推進
- ・ 栄養及び給食指導の推進
- ・ ふれあい給食、交流給食等の実施
- ・ 給食だよりや市ホームページ等での食育情報の提供
- ・ 食物アレルギー対応給食の提供
- ・ 詳細献立表及び配合成分表の提供

7 生涯学習・社会教育の推進

(1) 生涯学習の推進

ア 現状と課題

少子高齢化が進むなど社会環境が大きく変化する中で、市民一人ひとりがその変化に対応する力を身に付け、社会に貢献しその役割を果たしながら、豊かな人生を送るために、生涯学習の重要性は高まっています。

そのため、市民が生涯学習を行う場や機会などを十分に提供するとともに生涯学習活動に対する支援に努める必要があります。

イ 施策の概要

(ア) 学習機会の充実

明治大学との連携協力に関する協定に基づき、同大学が有する知的財産及び人的ネットワークを活用し、質の高い学習機会を提供することにより多様な学習ニーズに応えます。

市民の生涯学習活動を支援するため、生涯学習サポーターバンクを運営し、学習情報の提供を行います。

市民プラザでは、多彩な生涯学習講座を開催し、市民の多様な学習ニーズに応えます。

高原の里交流施設「ぼんぼこ」では、特徴を生かした自然体験や東北芸術工科大学との連携事業を行います。

勤労青少年ホームでは、生涯学習講座や利用団体の交流会等を開催し、勤労青少年等の健全育成及び生涯学習を推進します。

JR天童駅前の学習支援室「リバテラス ちえふる」を本市の学習センターとして位置付け、中高生を中心とした市民が自主的に学習するための環境を充実させることで、青少年の健全育成及び本市の生涯学習を促進します。

(イ) 読書活動の推進

本市の生涯学習の拠点施設のひとつである市立図書館については、子どもから高齢者まで幅広い年代の人が利用しやすい環境の整備を行うほか、更新した移動図書館「まいづる号」も活用し、利用の拡大を図ります。インターネットによる図書資料の検索や予約については、自分が読みたい図書資料をより効率的に検索し、予約できるように努めてまいります。

[主な事務事業]

- ・ 明治大学・天童市連携講座の開催
- ・ 生涯学習サポーターバンクの設置及び運用
- ・ 天童市生涯学習フェスティバル（天童市公民館大会・天童市地域づくり研究大会）の開催
- ・ 市民プラザの管理及び運営（生涯学習講座の開催及び学習支援室の運営による自主学習の支援）
- ・ 市立図書館の管理及び運営・機能充実
- ・ 市学習支援室「リバテラス ちえふる」における学習支援
- ・ 市立高原の里交流施設「ぼんぼこ」の管理及び運営（ぼんぼこ塾、東北芸術工科大学との連携事業等の開催）
- ・ 勤労青少年ホームの管理及び運営（生涯学習講座及び利用団体交流会の開催）

(2) 社会教育の推進

ア 現状と課題

地域の自治能力や教育力の向上を図るため、公民館は、地域における社会教育の拠点として大きな役割を果たしており、その充実が求められています。

社会情勢の変化や利用者のニーズに合わせて、老朽化した市立公民館を安全で快適な施設に整備する必要があります。

社会教育団体は、地域の社会教育に大きな役割を果たしていますが、会員数や団体数が減少傾向にあり、活動の支援に努める必要があります。また、今後の公民館活動や地域づくりにおいては女性の視点が重要であり、それらの活動への女性の参画を一層進めることが課題となっています。

イ 施策の概要

(ア) 公民館活動の充実

各地域にある公民館の持つ「つどう」「まなぶ」「むすぶ」機能を発揮し、地域に根ざした活動・交流の場として、地域の人材やボランティア団体などと協働して、体験活動や世代間の交流事業を積極的に行います。また、豊かで活力のある地域づくりを推進するため、市内の社会教育団体の育成及び組織の支援を行います。

(イ) 社会教育等施設の整備充実

市民が安全で安心して利用できる施設をめざして、老朽施設の改築を計画的に進めるとともに、施設の維持・管理を計画的に行います。

(ロ) 社会教育団体等に対する支援

豊かで活力のある地域づくりを推進するため、市内の社会教育団体の育成及び組織の活性化を図ります。公民館活動及び地域づくり活動を始めとする地域活動に参画する女性の割合を高めるとともに、女性の自主的かつ主体的な地域活動に対する支援に努めます。

[主な事務事業]

- ・市立公民館による各種事業の実施
- ・市立公民館の管理及び運営、改築等施設整備の実施
- ・自治公民館（分館）の施設整備及び活動に対する支援
- ・社会教育関係団体に対する補助金の交付及び活動の支援
- ・天童市女性団体連絡協議会の活動の支援
- ・明治大学・天童市連携事業「婦人会・てんどう女性塾」の開催

(3) 家庭や地域の教育力の向上

ア 現状と課題

家庭や地域の教育力の低下が課題となっており、子育てや教育に関する学習の機会を提供するとともに、地域全体で子どもたちを見守り、育てる環境づくりが求められています。

地域社会の将来を担う人材を育成するためには、家庭の教育力を高めるとともに、青年期における地域の共同活動やボランティア活動への参加の促進を図ることが重要です。

イ 施策の概要

家庭、学校及び地域社会が連携・協力しながら、家庭教育の向上や子どもの居場所づくり、子育てに関する相談・交流の場づくりなどを進めるとともに、青年教育の一環として、成人としての自覚を促すために新成人を祝う会を開催します。

生涯学習、公民館活動及び地域づくり活動を始めとする地域活動に参画する青年の割合を高めるとともに、青年のボランティア活動の機会提供や自主的・主体的な活動に対する支援に努めます。

[主な事務事業]

- ・放課後子ども教室推進事業の実施
- ・家庭教育推進事業の実施
- ・子育てに関する相談及び親同士の交流の機会の提供
- ・新成人を祝う会の開催
- ・ボランティアの機会及び情報の提供
- ・学社連携推進事業の実施
- ・青少年指導センターの運営
- ・青少年健全育成事業の実施

(4) 地域づくり委員会活動の支援

ア 現状と課題

市立公民館ごとに組織される地域づくり委員会は、地域住民が主体となって、地域課題を発掘・整理し、自主的な実践活動によってその解決を図るため、平成10年に発足しました。少子高齢化や人と人のつながりの希薄化など、社会環境の変化が進む中で、行政に対する市民のニーズはますます多様化しており、行政と住民の協働のまちづくりが、重要となっています。

地域づくり委員会の活動は、それぞれの地域で特色ある課題を意欲的に設定し、個性あふれる魅力的な活動を進めていますが、発足から約20年を経過し、事業見直しや活性化を図る必要があります。

イ 施策の概要

地域づくり委員会活動の支援

各地域の特色ある活動に対して、地域づくり委員会活動交付金を支給するとともに、市立公民館を通じて運営及び活動の支援を行います。

全ての地域づくり委員会によって構成する地域づくり推進委員会を開催し、情報交換や合同研修を実施し、相互の連携及び活動の活性化を図ります。

[主な事務事業]

- ・地域づくり委員会活動交付金の交付
- ・市立公民館による地域づくり委員会の運営及び活動の支援
- ・地域づくり推進委員会の開催

8 文化財の保護及び活用の推進

(1) 文化財の保護と活用

ア 現状と課題

文化財は、市民の生活や風土との関わりにおいて、今日まで守り伝えられてきた本市の貴重な財産であります。その中で、古墳時代後期の農村集落遺跡である国指定史跡の西沼田遺跡公園や、縁結びの寺として知られている若松寺の観音堂など5件の国指定重要文化財、旧東村山郡役所資料館など13件の県指定文化財、62件の市指定文化財があります。指定されている文化財については、現地調査により保存状況などを確認し、所有者や管理者に必要な管理や修理に対し支援を行うとともに、専門的知識を有する研究者などの協力のもと、文化財の適切な保護に努めております。

また、市内各地に所在し、大切に保存されている未指定の文化財については、実態の把握や調査などを行い、貴重な文化財については、市の文化財として指定し、その保存及び活用を図っています。

指定文化財については、その紹介するパンフレットなどの作成や、歴史講座及び体験学習の開催などにより、本市の歴史に触れる機会を提供することで、地域の活性化や文化財の伝承に取り組んでいます。

今後、過疎化・少子高齢化の進行による文化財継承の担い手不足や、各公共施設に分散している文化財の収蔵スペースが少なくなっていることから、適切な保存を行うため、収蔵スペースの確保などの課題があります。

イ 施策の概要

(ア) 文化財の調査と保護

文化財保護審議会等の意見を取り入れながら、それぞれの指定文化財の実態に合った保存を推進します。また、文化財は地域の貴重な資源でもあることから、適切な保護の為に、所有者や管理者、地域と連携を深めるとともに、財政的な支援を行います。未指定の文化財については、調査などを行い、文化財保護審議会に諮問し、貴重なものについては、市の指定文化財に指定し保護に努めます。

(イ) 文化財の啓発と活用

郷土への親しみや関心を育くむため、天童郷土研究会等の関係団体と連携しながら、ふるさと歴史講座や市民史跡めぐりなどのイベントの開催、市内の文化財を紹介するパンフレットやマップの作成、説明板の整備などを行い、身近な文化財に接する機会を提供します。

(ロ) 天童古城の発掘調査

舞鶴山は、城山とも呼ばれ、山全体に曲輪や切岸の跡が残っており、平成29年度から5ヶ年計画で遺構調査等（学術調査）を実施しています。調査後は、調査結果を踏まえた報告書等の作成や、天童古城関連の説明板の設置などによる情報発信に努めます。

[主な事務事業]

- ・文化財保護審議会の開催
- ・文化財の保護団体に対する支援
- ・文化財の巡回指導の実施
- ・発掘調査や開発に伴う試掘調査、出土遺物の整理及び管理
- ・天童古城の発掘調査業務

(2) 西沼田遺跡の管理運営の推進

ア 現状と課題

西沼田遺跡公園の文化財関連施設については、管理・運営を指定管理者に委託し、指定管理者が専門的な職員を配置するなど、適切な運営を行っています。平成19年にガイダンス施設（ぬまりん館）が整備されたことに伴い、展示室で体験学習などを実施しています。また、市内外の遺跡など、文化財に関する企画や講座を開催し、生涯学習の場としての活用も行っていきます。

このように、文化財関連施設では、文化財や歴史に触れる機会を提供し、地域の文化財を大切にすることを育んでおります。

今後は、施設などの計画的な維持・管理と、地域の活力を生かした文化財の有効な活用方法について検討する必要があります。

イ 施策の概要

(ア) 施設の管理運営

施設の管理運営については、指定管理者に委託し、体験学習やイベント・企画展の開催などは、市民のニーズを踏まえながら、地域活動と連携し、魅力ある事業を展開させ、地域活性化と利用者の拡大を図ります。

(イ) 西沼田遺跡の出土物整理と保存

西沼田遺跡から出土された遺物の整理作業を継続して実施するとともに、計画的に概報又は報告書などを作成し情報の発信に努めます。また、出土遺物については、整理・保存を進め、展示物の充実と体験学習での活用を図ります。

(ウ) 施設の維持管理

西沼田遺跡公園のガイダンス施設及び復元建物の維持管理については、計画的に修繕をおこない、利用者の安全を考慮しながら適切な施設の維持管理に努めます。

[主な事務事業]

- ・ 国指定史跡「西沼田遺跡」の維持管理及び活用
- ・ 西沼田遺跡公園のガイダンス施設、復元建物などの維持管理
- ・ 西沼田遺跡からの出土遺物の整理作業、報告書などの作成及び周知

天童市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市の教育の振興を図り、新しい時代を担う子どもたちの育成と、生涯にわたり支え合い学び合う地域づくりを推進することができるよう、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、天童市教育振興基本計画を策定するに当たり、広く有識者等から意見を聴取するため、天童市教育振興基本計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見を交換する。

- (1) 天童市教育振興基本計画の策定に関する事項
- (2) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇談会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育の振興に関連のある団体から選出された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会の会議(以下「会議」という。)における意見の交換を円滑に行うため、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて教育長が招集する。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育委員会教育総務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

資料

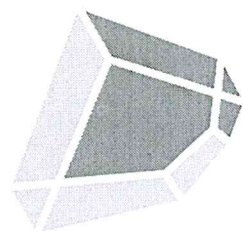
天童市教育振興基本計画策定懇談会名簿

(順不同 敬称略)

氏 名	所 属 等
◎ 太 田 裕 子	羽陽学園短期大学
村 山 秀 和	天童市P T A連合会
五十嵐 安 正	天童市公民館連絡協議会
○ 大 谷 敦 司	天童市小・中学校長会 (小学校)
戸 田 一 彦	天童市小・中学校長会 (中学校)
笹 原 美百紀	天童市社会教育委員会
阿 部 豊 明	天童市芸術文化協会
佐 藤 定四郎	天童市文化財保護審議会
篠 原 みゑ子	天童市女性団体連絡協議会
荒 木 公 子	天童市食生活改善推進協議会

◎委員長 ○副委員長

天童市の教育等の振興に関する大綱



TENDO®

令和2年3月

天童市

第 1 策定の趣旨と内容

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき策定するものであり、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本目標を定めます。

第 2 計画期間

大綱の計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。天童市総合計画、社会情勢の変化、市民のニーズ等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。

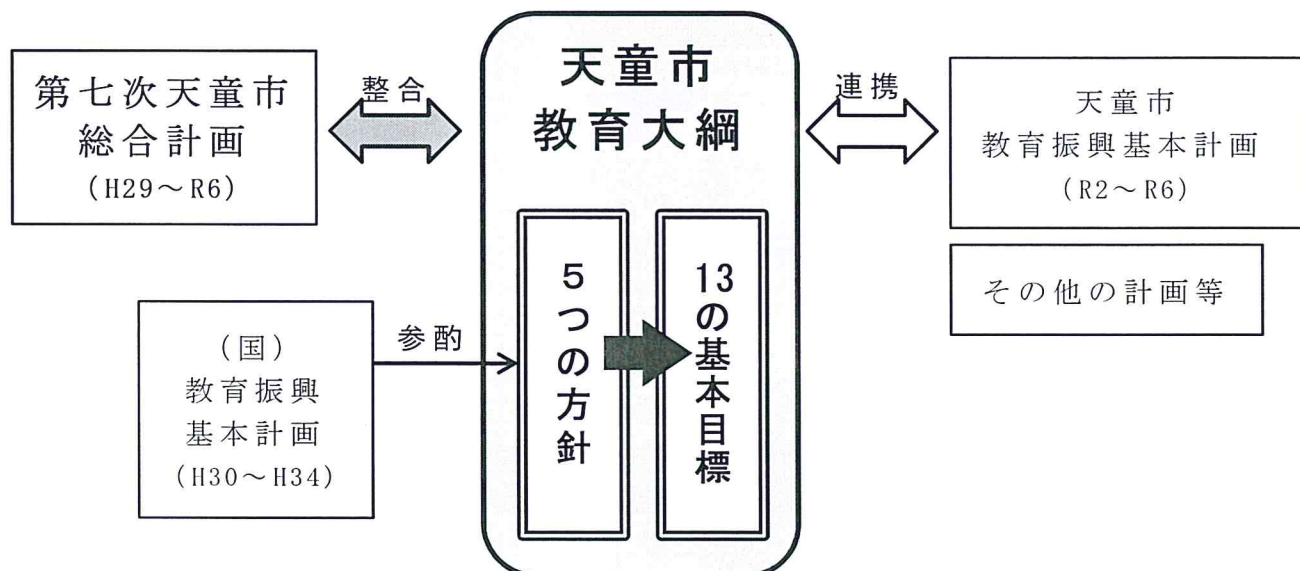
第 3 策定に当たっての考え方

大綱の策定に当たっては、平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された教育振興基本計画による今後の教育政策に関する基本的な方針を参酌し、かつ、平成 27 年度から令和元年度までを計画期間とした前大綱を発展的に継承するものとします。

また、第七次天童市総合計画基本構想のうち、教育、学術、文化等に関する展開方向を基礎に、社会情勢や価値観の多様化、ライフスタイルの変化などを踏まえ、次の 5 つの方針を掲げ、これらの方針のもと、基本目標を定めていきます。

- 1 夢を持ち生きる力を育てる
- 2 社会の発展を牽引する人材を育てる
- 3 生涯にわたる学びを支援する
- 4 誰もが学べる環境を整える
- 5 学校の安全・安心を未来につなぐ

【参考】大綱の位置づけと体系



第4 基本目標



1 夢を持ち生きる力を育てる

乳幼児期の健全育成

妊娠期から育児期にわたり切れ目のない支援体制を充実させ、安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めます。

母子保健と幼児教育・保育及び学校教育が連携し、継続した支援を行える体制づくりを進め、個々に応じた支援を行うことで、一人ひとりの子どもが、生き生きと暮らせる地域を目指します。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期に、子どもの安全な生活の保持と情緒の安定を図り、成長段階ごとの特性と課題を踏まえて、他者との協調性や人間関係能力を高める幼児教育・保育を推進します。

また、子ども・子育て支援新制度に基づき、幼児教育・保育施設の職員の配置や処遇改善、研修の充実を図り、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進します。

確かな学力の育成

子ども一人ひとりを大切にし、個々の教育的ニーズに応じた適時適切な教育を推進するために、幼保、小・中の連携を密にしながら、義務教育9年間を見通して特別支援教育の視点を基盤に全ての教育活動を展開します。

また、各学校の特色を生かしながら「質の高い授業」を目指して授業改善に取り組むことにより、「生きて働く知識・技能」を身につけ、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を育成しながら、自らの学びを人生や社会づくりに生かそうとする「学びに向かう力」を涵養します。

豊かな心と健やかな体の育成

「市いじめ防止基本方針」に基づく未然防止対策を推進し、「いじめをしない、させない学校づくり」を目指すとともに、生徒指導の諸問題の早期発見・早期対応により、子どもが自尊感情を高めながら、生き生きと学校生活を送ることができる学校づくりを行います。

また、地域との緊密な連携のもと、地域の魅力（人、もの、こと、自然、文化等）に触れる多様な体験を充実させ、子どもの郷土への愛着と誇りをはぐくみ、社会参加に向けた教育支援を推進します。

さらに、子どもの主体的なスポーツ参加を推進し、体力の増進とス

スポーツに親しむ心情を涵養し、将来、自立した市民として活躍できる心身ともに健康でたくましい子どもの育成を目指します。

2 社会の発展を牽引する人材を育てる

芸術・文化・スポーツ活動の推進

芸術・文化を担う人材を育成するため、積極的に情報発信を行い活動への参加を促進します。また、豊かな感性や創造性をはぐくむため、青少年の芸術・文化活動を支援します。

市民が芸術・文化の魅力に触れ親しめるよう、芸術・文化施設を活用して多彩な展示会や公演を開催し鑑賞する機会を充実します。

市民芸術祭の開催や文化団体の活動を支援することにより、多くの市民が参加し、発表する機会をつくり、芸術・文化活動の活性化と伝統芸能の継承を促進します。

競技スポーツの推進を図るため、市民のスポーツに対する関心や意欲を高め、競技人口の拡大を図ります。

体育協会や競技団体と連携し、指導体制や練習環境の充実に努め、競技力向上を目指す選手の育成・強化を図ります。

英語教育の推進

グローバル化が進む社会において、多様な文化を柔軟に理解する心情を育むとともに、積極的に外国語を用いて日本及びふるさと天童の良さを適切に発信することができるコミュニケーション能力を養うことを目指して英語教育の充実を推進します。

特に、小学校と中学校の連携を図りながら、聞くこと・読むこと・話すこと・書くことの4つの技能をバランス良く伸長し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況に応じて、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力と主体的な姿勢を養います。

3 生涯にわたる学びを支援する

生涯学習・社会教育の推進

市民一人ひとりが生涯にわたって充実した学習活動を行い豊かな人生を創造するため、大学との連携による学習活動を展開するなど学習機会の充実を図るとともに、学校や家庭、地域と連携した行事の開催など多世代交流による学習活動を推進します。

また、生涯学習の場として、図書館、市民プラザ、リバテラスちえふる、高原の里交流施設ぽんぽこなどの施設をより一層充実させ、学習活動に対する支援や情報の提供を行います。

社会教育については、市民がそれぞれの価値観やライフステージに応じた学習活動を主体的に行うことができるよう、幅広い世代が気軽に集い交流できる場である市立公民館の利用拡大を図るとともに、社会情勢の変化や利用者のニーズ等に合わせて市立公民館の整備を進めます。

また、社会教育において重要な役割を担う社会教育関係団体の活性化を図り、市民自らが課題を見つけ解決を図ることを目的とした地域づくり委員会活動を推進します。

家庭教育の推進

子どもたちの健やかな育ちの礎である家庭教育を支援するため、様々な家庭の悩みや子どもの発達段階に応じた教育に関する講演会や講座などの学習機会を提供します。

また、地域全体で親子の学びや育ちを温かく見守るため、地域の団体や事業所等の子どもの健全育成活動を支援するほか、地域活動への参加を積極的に促し、親子が地域の一員として交流する機会を充実します。

さらに、家庭児童相談員の配置やインターネットを利用した相談窓口の開設など、家庭教育の悩みを気軽に相談できる環境づくりを進めます。

生涯スポーツの推進

市民一人ひとりの体力や意欲、興味、健康状態など、それぞれのライフステージに応じてスポーツを楽しむことができるよう、スポーツイベントの充実を図り、誰もが気軽にスポーツに親しむ機会を増やします。

また、子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しめるよう、学校教育においてスポーツに対する関心や意欲を高めるとともに、学校や地域と連携したスポーツ少年団など地域スポーツ活動の充実を図り、子どものスポーツ活動を支援します。

さらに、スポーツを通じた世代間や地域間の交流を行い、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに関われるよう、生涯スポーツを推進します。

文化財の保護及び活用の推進

指定文化財を適切に保存するため、現地調査により状況を確認し、管理者や保護団体の保護活動に支援を行うとともに、未指定の文化財

や民俗芸能について、研究者などの協力のもと調査・研究を進め文化財の適切な保存や活用を図ります。

また、文化財に関するパンフレットの作成や歴史講座、史跡めぐりの開催などにより、文化財をとおして郷土への親しみや関心を育みます。

西沼田遺跡公園や旧東村山郡役所資料館などの文化財関連施設については、適切な維持管理を行い、出土した遺物や貴重な郷土資料の展示や公開により本市の歴史に触れる機会を提供するほか、体験学習、企画展の開催や地域活動と連携することにより、地域の活性化を図ります。

4 誰もが学べる環境を整える

就学支援等の推進

家庭の経済事情にかかわらず、すべての子どもたちが未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう、教育費の負担軽減を図ります。

小中学生に対しては、学用品費など就学に必要な費用を支援するとともに、多子世帯への支援を継続して行います。高校生や大学生に対しては、就学の支援を推進するための事業の充実を図ります。

また、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難な状況にあるひとり親家庭の子どもに対する学習支援を進めます。

5 学校の安全・安心を未来につなぐ

学校教育施設の整備

児童・生徒が安心して学べる安全な環境を整備するため、学校施設の安全点検を継続的に実施するとともに、学校施設長寿命化計画に基づき、施設改修を計画的に進めます。

また、情報化社会で生き抜く力の育成を目指したICT環境の整備や、障がいを持ち特別な支援が必要な児童・生徒が安心して学校に通えるよう、学校施設のバリアフリー化を進めます。

持続可能な学校指導体制の整備

今後ますます高度情報化が進む社会において、たくましく生き抜く児童生徒を育てるために、授業におけるICT機器の積極的かつ効果

的な活用を図ります。

また、教職員の「働き方改革」を積極的に推進し、教職員が子どもとじっくり向き合う時間や、授業の準備を十分に行う時間を確保することにより、学校教育の質の向上を目指します。

安全・安心な学校給食の提供

徹底した衛生管理に努めるとともに、食物アレルギー対応給食を実施し、安全・安心な給食を提供します。

地産地消の推進を図り、特別献立や地域の食文化、季節の行事給食など工夫を凝らした給食を提供し学校給食の充実に努めます。

また、望ましい食習慣を形成し、豊かな心と人間性をはぐくみ、食と健康な体づくりの大切さや地元の農産物、郷土の文化への理解を深めるため、栄養・給食指導などにより食育を推進します。

* (用語解説)

あ行

- ・エピペン

食物アレルギーなどによるアナフィラキシー（アレルギー反応）に対する緊急補助治療に使用される医薬品(注射薬)です

か行

- ・ガイダンス施設

初めて訪れた方にもわかりやすく解説や支援する施設です。

- ・学校支援コーディネーター

教師たちに代わって行事を手伝ってくれるボランティアを派遣するもので、「学校」「子ども」「地域」をつなぐ役割を果たします。

- ・学社連携推進事業

学校教育と社会教育(家庭教育を含む)とが相互補完的に協力し合い事業を行うことです。

- ・G I G Aスクール構想

GIGA スクール構想とは、児童生徒向けの1人1台学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想です。GIGA スクール構想のGIGAとは通信速度で使うギガビットではなく、Global and Innovation Gateway for Allの略です。

- ・グローバル化

社会的・経済的に国や地域を超えて、世界規模でその結びつきが深まることです。

さ行

- ・生涯学習サポーターバンク

それぞれの分野で優れた知識、技能、豊かな経験を生かして活躍されている方々の情報をまとめ、自主的な学習会やサークル活動、学校での授業や研修会など、様々な学習活動に活用いただくものです。

さ行

- ・食育

食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

- ・スクールソーシャルワーカー

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家です。

- ・すこやかスクール相談員・支援員

児童生徒及び保護者からの相談への対応や、学級・学校集団に対する援助、教職員や組織に対する助言・援助などを行います。

た行

- ・地域づくり委員会

地域の課題を発掘、整理し、その課題解決のための学習活動や研修・協議を行いながら、明るく住みよい地域をつくるための組織です。

- ・天童古城

天童城とも呼ばれる愛宕山とその尾根筋の遺構（過去の建築物、工作物、土木構造物などが後世に残された状態）です。

は行

- ・ピロリ抗体検査

ヘリコバクター・ピロリ菌は、強い酸性の胃の中で生息場所とし、胃炎や胃潰瘍、そして胃がんなどの原因菌として活動する細菌類の一種のことで、その検査を行うことです。

- ・放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲のある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を目指したものです。

や行

- ・ 要保護、準要保護

要保護とは、生活保護法の適用を受けている状態を言い、準用保護とは、生活保護に準ずる状態にあり、経済的に困窮している状態を言います。

ら行

- ・ 療育指導員

発達の遅れや障がい等に関する支援を行います。

第2次天童市教育振興基本計画

発行／令和2年3月

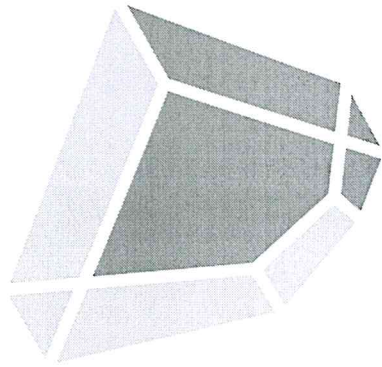
編集・発行／天童市教育委員会

天童市老野森一丁目1番1号

TEL：023-654-1111

URL：<http://www.city.tendo.yamagata.jp/>

E-mail：tendoshi@city.tendo.yamagata.jp



TENDO®